平成２１年（フ）第１０３号
兵庫県淡路市岩屋1669番地
債務者　松尾　由克
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１５号
宮城県石巻市水押１丁目１番47号
債務者　松川　　崇
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
宮城県石巻市門脇字浦屋敷48番地15
債務者　石田　智一
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
宮城県石巻市門脇字浦屋敷48番地15
債務者　石田　敬子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
宮城県東松島市矢本字上河戸289番地２
債務者　庄司　雄大
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第８１２号
熊本市上高橋１丁目９番　上高橋団地１棟316号
債務者　中川　佳代
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８６２７号
大阪府門真市浜町12番16号
債務者　宅間　明美
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２０７号
大阪市北区西天満５丁目13番１号　メゾンペルソナ408号室
債務者　東本　聖代
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２４５号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目９番７号
債務者　陽川政男こと　許　　政男
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７１号
大阪府枚方市牧野下島町１番26―302号
債務者　髙木　伸幸
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３５５号
大阪市東淀川区井高野３丁目９番４―501号
債務者　近藤美登利（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６５号
大阪市東淀川区井高野４丁目４番６―402号
債務者　延與　良之
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６６６号
大阪府門真市千石西町14番65―307号
債務者　高岡　真弓
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７９６号
大阪府東大阪市吉田４丁目８番42号
債務者　髙橋　政人
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７９７号
大阪府東大阪市島之内１丁目８番34―305号
債務者　髙橋　　勇
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９２号
大阪市旭区中宮５丁目４番30―303号
債務者　相賀　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０００５号
大阪府摂津市鳥飼西３丁目７番４号
債務者　中井　隆之
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８７号
大阪府枚方市星丘１丁目20番10―204号
債務者　田仲芙深代
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部